



三労雇均発0905第1号
平成29年9月5日

関係団体各位

三重労働局
雇用環境・均等室長



「無期転換ルール取組促進キャンペーン」および「10月における年次有給休暇の取得促進」に係る周知協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる「無期転換ルール」が平成30年4月から本格的に開始します。これに先立ち、平成29年9月1日から10月31日までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間とし、労使に対して集中的な周知活動を実施します。

三重労働局では、事業主に対して、説明会の開催や個別相談特別窓口の開設を行い、就業規則の整備や労働者への周知など、制度に関する理解と対応への呼びかけを行ってまいります。

また、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進しています。こうした「働き方改革」の一環として、10月における連続休暇取得に向けて、土日、祝日等に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」や、地域の行事・イベント等に合わせた「計画的付与制度」の促進に取り組んでいます。

貴団体におかれましても、これらの趣旨をご理解の上、総会等、会員企業の集まる機会がありましたら、同封するリーフレットを配布していただくなど、周知啓発に向けご協力賜りますようお願いいたします。

三重労働局雇用環境・均等室
所在地：津市島崎町327-2
電話059-226-2110
担当：池谷・内田